

会議開催案内（公開）

令和7年度岡山県アルコール健康障害対策連携会議を次のとおり開催します。

なお、この会議の傍聴を希望する方は、次に定める手続に従って傍聴できるものとします。

令和8年2月9日

岡山県アルコール健康障害対策連携会議

1 開催日時

令和8年2月16日（月）15時30分から17時00分

2 開催場所

ピュアリティまきび

岡山市北区下石井2-6-41

3 議題

- ・第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画に係る実施状況について
- ・岡山県アルコール健康障害サポート医について
- ・その他

4 傍聴定員

5人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、上記の開催予定時刻までに会場にお越しください。会場で受付を行いますので、氏名と住所を記入してください。
- (2) 受付開始時刻は当日15時10分からです。
- (3) 傍聴の受付は先着順を行い、定員になり次第終了しますので、ご了承願います。

6 傍聴要領

別紙のとおり

7 問合せ先

岡山県保健医療部健康推進課

岡山市北区内山下2-4-6

TEL (086) 226-7330

傍聴要領

岡山県アルコール健康障害対策連携会議

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、会議の会長の許可を受けたうえで、事務局の指示に従つて会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従つてください。
- (2) 傍聴者が会議の傍聴をする場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは退場していただくことがあります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静肅に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、あらかじめ審議会の会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。